

文京区バリアフリー基本構想の概要

(1) 策定の背景と目的

本区では、法や条例に基づき、行政や事業者がそれぞれの道路や施設のバリアフリー整備を進めていますが、事業主体や対象が異なる施設間でのバリアフリーの一体性・連続性が図られていない側面が課題となっています。また、交通政策基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法の施行等を受け、まちづくり（ハード面）と福祉施策（ソフト面）が連携した、心や情報のバリアフリーの視点を含むバリアフリー推進の必要性が高まっています。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」）開催を契機に、充実したバリアフリー対応が求められます。隣接した千代田区、台東区、荒川区では既にバリアフリー基本構想に基づき面的なバリアフリー整備が進められていることから、隣接区との連続的なバリアフリー化への配慮も必要となります。

これらの状況を踏まえ、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、公園管理者、建築物管理者などの各施設設置管理者が共通の方針に基づき主体的に事業を推進し、重点的かつ一体的なバリアフリーを実現していくため、平成28年3月に「文京区バリアフリー基本構想」を策定しました。

(2) 重点整備地区の設定

本区は区域が比較的小さく、区全体に共通するバリアフリー課題を検討することが重要です。

また、地域特性を踏まえた構想とすること、重点整備地区の要件としておおよそ 400ha 未滿とされていることから、文京区都市マスタープランに示す5地区（都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）それぞれをバリアフリー法に基づく重点整備地区として設定しました。

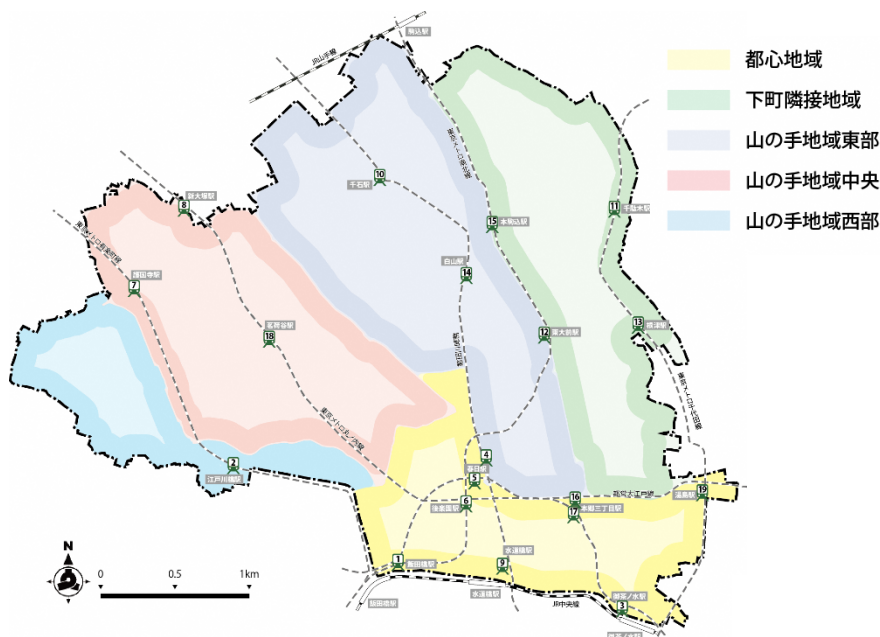


図1 文京区バリアフリー基本構想における重点整備地区

(3) 重点整備地区別計画の策定

バリアフリー基本構想の実現に向けて、各重点整備地区において、生活関連施設及び生活関連経路を所有または管理する事業者は具体的な特定事業を定め、バリアフリー化を推進していくことが求められます。

本区では、文京区バリアフリー基本構想に基づき、平成 28 年度に「文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画（都心地域・下町隣接地域）」、平成 29 年度に「文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画（山の手地域（東部・中部・西部）」を策定しました。策定にあたっては、区民参加により具体的な課題抽出を行うとともに、関係事業者との調整を図り、地区別方針に則った具体的な事業をとりまとめました。

表1 地区別計画の策定経緯

年度	対象地区
平成 28 年度 策定	都心地域、下町隣接地域
平成 29 年度 策定	山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部

(4) バリアフリー基本構想の進行管理

国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、バリアフリー法に基づく特定事業計画に則った事業推進のみならず、実施された事業の成果について評価を行い、必要に応じてバリアフリー基本構想の見直しや新たなバリアフリー基本構想の作成を行うことが望ましいとされています。

本区では、「文京区バリアフリー基本構想推進協議会」を設置し、バリアフリー基本構想に基づく地区別計画の策定（Plan）、事業の実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルに基づき、バリアフリー基本構想の段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を推進しています。

具体的には、地区別計画に基づく事業の進捗状況について関係する施設設置管理者に毎年度照会を行って確認するとともに、令和2年度及び3年度には中間評価として多様な区民参加のもと事業実施後の確認やさらなる改善の提案等を行います。そして、目標年次の令和7年度以降は、バリアフリー基本構想の評価や改定の必要性について検討します。

また、ソフト施策等の推進の一環として、心のバリアフリーに関するワークショップ等の取組を継続的に展開するなど、より多くの区民の方に参加いただく機会を設けながら、心のバリアフリー等の普及・啓発を推進しています。

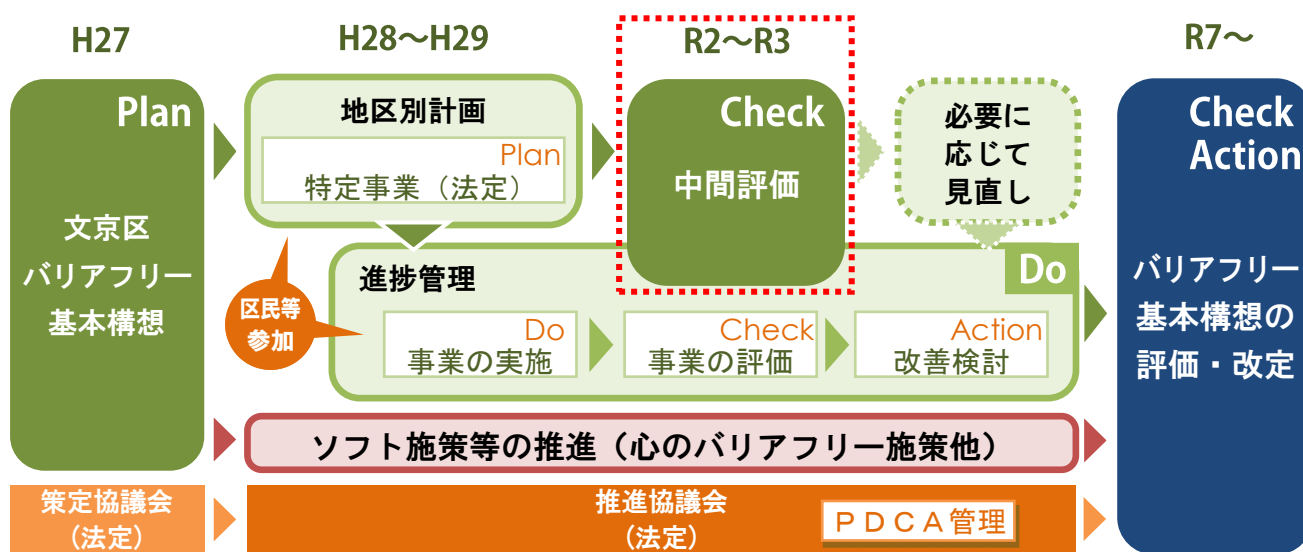


図2 文京区バリアフリー基本構想におけるPDCAサイクルのイメージ